
第4章

具体的な取組

I 基本施策

- 1 命を守るための情報提供・理解促進
- 2 相談・支援体制の充実
- 3 地域におけるネットワークの強化
- 4 気づき・見守りができる人材の養成

II 重点施策

- 1 高齢者への支援
 - 2 生活困窮者への支援
 - 3 女性への支援
 - 4 子ども・若者への支援
-

I 基本施策

基本施策1 命を守るための情報提供・理解促進

相談窓口に関する情報を容易に知ることができるように、多くの機会をとらえ、様々な相談機関の情報を発信していきます。

また、誰かに助けを求めることを社会全体の共通認識となるよう普及啓発するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭する啓発活動に取り組みます。

(1) リーフレット・相談窓口案内の作成と周知

内容	担当課
相談窓口情報の周知 生きる支援に関する様々な相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知を図ります。	障害者福祉課
「障害者の手引き」による周知 「障害者の手引き」に、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、周知を図ります。	障害者福祉課
東武鉄道の事故防止キャンペーンによる周知 東武鉄道の啓発活動にあわせ、自殺対策や相談窓口案内のリーフレット等を鶴ヶ島駅等で配布して周知を図ります。	障害者福祉課
「女性センターだより」による周知 男女共同参画に関する情報を発信する「女性センターだより」に、困りごとの法的な解決に向けた「女性のための法律相談」の情報を掲載し、周知を図ります。	女性センター
児童虐待防止に関する意識啓発 被虐待体験は、その子どもにとって生きることの阻害要因となるため、児童虐待防止に関する講演会や研修会を開催するとともに、広報紙やホームページにより情報発信を行います。	こども支援課
「子育てガイドブック」による周知 子育てに関する支援情報をまとめた「子育てガイドブック」のなかで、心配ごと等の相談窓口の情報を掲載し、周知を図ります。	こども支援課

高齢者虐待防止に関する意識啓発	健康長寿課
高齢者虐待は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や介護者に対する支援を開始することが重要です。高齢者虐待防止に関するチラシや市ホームページで情報を発信し、啓発を図ります。	
健康教育や介護予防教室を通じての周知	保健センター 健康長寿課
健康づくりや健康相談、介護予防教室等の取組の中で、相談窓口を紹介するリーフレット等を配布して周知を図ります。	
社協だより「ふくしのまち」による周知	鶴ヶ島市社会福祉協議会
社会福祉協議会が作成する社協だよりの紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報の周知を図ります。	
相談窓口リーフレットによる案内	教育センター
児童・生徒が抱える悩みや不安、疑問についての相談窓口を紹介するリーフレットを配付して、相談窓口を案内します。	

(2) 市民向け講演会等の開催

内容	担当課
心の健康づくりに関連するテーマの講演会の開催	障害者福祉課
心の健康づくりに関連するテーマについて、坂戸保健所と連携して講演会を開催します。	
普及啓発キャンペーンの実施	障害者福祉課 生涯学習スポーツ課
自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、広報紙や、ホームページでの情報発信を行うとともに、公共施設でパネル・ポスター展示等を行います。	

(3) 広報紙・ホームページ等を活用した啓発活動

内容	担当課
広報紙・ホームページ等での情報発信	障害者福祉課
広報つるがしま・市ホームページ・SNS等を通じて、各種相談窓口の周知を図ります。	

(4) 児童・生徒の命を守るための教育の推進

内容	担当課
<p>児童・生徒の相談支援の推進</p> <p>児童・生徒の多様な不安や悩みへの支援を図るため、専門家や関係機関が連携・協働した相談・支援を推進します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>自他を尊重し、温かい人間関係を築く教育</p> <p>児童・生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、共に尊重し合いながら生きていくことを考えるため、命の尊さ・大切さをテーマとした取組を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>子どものSOSの出し方に関する教育及びSOSを受け止められる体制づくりの推進</p> <p>児童・生徒が困難なストレスに直面したときに迅速に対応できる環境整備と共に、困ったときには近くの大人にSOSを発信できる力を育成します。</p> <p>また、児童・生徒が他者にSOSを出した際、適切に対処できるよう、関係機関との情報共有や教職員の研修を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>それぞれの性を尊重し、命を大切にする教育の推進</p> <p>自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。</p> <p>また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見のない、性の多様性を認めあうことのできる環境づくりに努めます。</p>	<p>女性センター 学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>

基本施策2 相談・支援体制の充実

こころ、健康、高齢者などの各種相談窓口を充実させるとともに、問題解決や自立し安定した生活が送れるよう、関係部署、関係機関が連携し支援していきます。

(1) 健康・生活に関する相談支援の充実

内容	担当課
こころの健康相談の実施 精神科を受診しておらず、心身の不調や健康不安を抱える本人や家族、相談支援に携わる職員らの相談に、精神科の専門医が対応します。	障害者福祉課
SNS相談体制の整備 多様な相談ニーズに対応するため、SNS等の新たなコミュニケーションツールを活用した相談支援体制を整備します。	障害者福祉課
健康相談の実施 市民が、自身の健康について話題にできる保健師による健康相談を実施します。	保健センター
民生委員・児童委員による支援 世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に把握し適時必要な相談窓口・支援機関へつなげます。	福祉政策課
人権相談の実施 人権擁護委員協議会に委託して、相談業務を行い、人権問題について悩む人の相談に応じます。	総務人権推進課
性的少数者への支援 性的少数者による生きづらさや生活の困難さの軽減につながるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施します。	総務人権推進課

(2) 各世代や状況に応じた相談支援の充実

【子ども・若者世代】

内容	担当課
<p>教育相談の充実</p> <p>スクールカウンセラー、教育相談員、いじめ等対応支援員及び臨床心理士を配置して、悩みや心配事について、早期発見・早期対応・継続的な見守りを行います。</p> <p>また、中学校には、さわやか相談員を配置し、生徒がいつでも相談できる環境づくりに努めています。</p>	<p>教育センター 各小・中学校</p>
<p>いじめ防止対策の推進</p> <p>いじめ対策プログラムによる授業実践など、いじめを許さない、差別をしないなど、児童・生徒の人権意識の向上と人権感覚を身につける教育を行います。</p> <p>また、各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>

【女性・子育て世代】

内容	担当課
<p>妊娠期の支援</p> <p>出産に関する心配ごとに等ついて、妊娠届時に全ての妊婦に対し、保健師等が面談します。</p> <p>また、電話相談や家庭訪問、妊婦健康診査の助成、ゆりかご教室等を実施します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>出産後の支援</p> <p>産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳児全戸訪問や育児相談、産後ケア事業を実施します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>子育て期の支援</p> <p>産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳幼児健康診査と乳幼児健康診査の未受診者の訪問、乳幼児相談等を実施します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>ファミリー・サポート・センターによる支援</p> <p>子育ての援助をしたい提供会員と、子育ての援助を依頼したい利用会員が登録し、会員間の援助活動を調整することで子育てを応援する相互援助活動を支援します。</p>	<p>こども支援課</p>

家庭児童相談の実施	こども支援課
子育ての悩みや不安、子どもの発達や学校生活、家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じます。	
女性相談・DV相談の実施	こども支援課
女性相談では、離婚、性的被害、仕事差別など女性が困難に直面した際の最初の窓口となる相談を実施します。 また、DV相談では性別に関わらず、DV被害を受けた方への相談を実施します。	

【高齢者】

内容	担当課
地域包括支援センターによる相談	健康長寿課
地域の高齢者の総合的な相談窓口として市内4カ所に地域包括支援センターを設置し、介護に関するもののほか、健康、福祉、医療などに関するさまざまな相談に対応します。	
権利擁護支援センターによる支援	健康長寿課 障害者福祉課
認知症や障害等により、判断能力が不十分な高齢者や障害者の財産や権利を擁護するため、相談支援事業、安心サポート事業、市民後見人養成や法人後見受任を、市が社会福祉協議会に委託して実施します。	

【生活困窮者】

内容	担当課
生活困窮者への自立支援	福祉政策課
自立相談、家計改善、就労準備、就労訓練、子どもの学習支援、住宅確保給付金の支給などの各種事業の実施に加え、関係課との情報共有や連携を強化して、本人の状態に応じた包括的・継続的な支援を提供します。	
納税相談の実施	収納課
収入が著しく減少して期限までの納付が困難な場合、納税相談に応じます。	

第4章 具体的な取組

I 基本施策 2 相談支援体制の充実

保険料や年金の納付相談の実施	保険年金課
国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の納付が困難な場合の納付相談に応じます。	
国民健康保険税の軽減	保険年金課
非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	
ハローワーク等との連携	産業振興課
ハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進します。	
生活保護制度による支援	福祉政策課
生活保護制度に基づき、生活に困窮する人に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活への支援を行います。	

【障害者】

内容	担当課
障害者基幹相談支援センターによる支援	障害者福祉課
障害福祉についての総合的・専門的な窓口として、障害のある人や家族、関係者がいつでも気軽に利用できるよう、その周知と利用促進を図ります。	
障害者地域相談支援センターの周知・利用促進	障害者福祉課
障害のある人や家族、関係者にとって、地域の身近な相談窓口である障害者地域相談支援センターの周知と利用促進を図ります。	
障害者虐待への対応	障害者福祉課
障害者の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の把握に努め、必要に応じて関係機関へ繋がります。	

(3) 困難な状況にある人への支援

内容	担当課
<p>被災者のメンタルケアの実施</p> <p>地域防災計画に基づき、医師、保健師、福祉関係者等の専門職員が被災者のメンタルケアに対応できるよう、相談体制を確立します。</p>	<p>健康長寿課 介護保険課</p>
<p>犯罪被害者等への支援</p> <p>犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活ができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況などの事情により関係機関等と連携しながら見舞金の支給等必要な支援を行います。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>自死遺族支援の情報提供</p> <p>ホームページや広報紙を活用して、自死遺族支援に関する情報提供をします。</p> <p>また、埼玉県自殺対策推進センターや埼玉県立精神保健福祉センターを通じ、県内で活動する自助グループとの連携を図ります。</p>	<p>障害者福祉課</p>

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

自殺は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しています。全庁で自殺対策を推進するため、庁内体制の構築を図るとともに、困難な課題を抱える人に対し、地域・関係機関・行政のネットワークにより幅広く連携した自殺対策に取り組みます。

また、いきいきと生きていくための重要な要素である人とつながれる場となる居場所づくりや、交流の場の整備に努めます。

(1) 関係機関・団体との連携の強化

内容	担当課
鶴ヶ島市いのち支える自殺対策ネットワーク協議会の開催 自殺対策を社会全体の取組として、関係機関及び民間団体等との連携を緊密にするネットワーク協議会を開催します。	障害者福祉課
鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部の開催 自殺対策を庁内全体で取組むため、関係部門間の課題及び施策の連携を推進するため、推進本部を開催します。	障害者福祉課
障害者支援協議会の開催 障害のある人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、当事者・家族・関係者・支援者らが協議を重ね、社会資源の均衡のとれた整備を進めます。	障害者福祉課
地域支え合い協議会、助け合い隊による支援 高齢者の見守りやちょっとした困り事への手助けを地域支え合い協議会（助け合い隊）が行います。 暮らしの中で人と人が支え合い助け合う関係づくりと、地域の課題は地域で解決する仕組みづくりを進めます。	地域活動推進課
民生委員・児童委員との連携 独居の高齢者や、高齢者のみの世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に把握し適時必要な相談窓口・支援機関へつなげます。	福祉政策課
要保護児童対策地域協議会の開催 児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議します。	こども支援課

<p>青少年健全育成の推進</p> <p>鶴ヶ島市青少年健全育成連絡協議会と各地区青少年健全育成推進協議会が連携し、次代を担う青少年が健全に成長できるよう啓発活動等を実施します。</p>	<p>こども支援課 市民センター</p>
<p>見守りネットワークによる連携</p> <p>自治会や民生委員・児童委員、公共機関、小売店等のネットワーク構成機関が、日頃の生活や仕事の中で、高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等を把握したときは、地域包括支援センター等の相談窓口につなげる取組を推進します。</p>	<p>健康長寿課</p>

(2) 居場所づくりの推進

内容	担当課
<p>つどいの広場の設置</p> <p>乳幼児と保護者を対象につどいの広場を設置し、保護者同士の交流や情報交換の場を提供します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>児童館事業の推進</p> <p>子どもの居場所、自主的な活動の場として、健全な遊びを通じて、子どもの健康を増進し、情操を豊かにするため、関係団体と連携して様々な事業を実施します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>子どもサロンの整備</p> <p>子どもサロンを整備して、多世代・多文化のふれあい、交流ができる居場所づくり促進します。</p>	<p>鶴ヶ島市社会福祉協議会</p>
<p>老人福祉センターの運営</p> <p>高齢者が健康で明るい生活を営むことができるよう、老人福祉センターを「交流の場」として運営し、孤立や閉じこもり防止を図ります。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>ふれあいきいきサロンの開催</p> <p>地域を拠点に、少人数の参加者が歩いて行ける場所で、高齢者等と地域住民（ボランティア）とが協働で企画して運営していく仲間づくりの場を開催します。</p>	<p>鶴ヶ島市社会福祉協議会</p>

第4章 具体的な取組

I 基本施策 3 地域におけるネットワークの強化

認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援	健康長寿課
認知症カフェ（オレンジカフェ）の普及を推進し、認知症の人やその家族が地域住民や認知症の専門職等との交流を通じて、情報共有や相互理解を深めることができるよう支援します。	
地域デビューのきっかけづくりの支援	地域活動推進課
シニア世代等を対象に、地域活動への参加のきっかけづくり、地域のボランティア活動への参加や仲間づくり等の場を提供し、活力や生きがいを創出します。	
高齢者の社会参加の促進	地域活動推進課
高齢者が、地域福祉活動の担い手となり、豊かな経験・知識・技能を活かした社会貢献ができるよう支援します。	健康長寿課
老人クラブ活動への支援	健康長寿課
老人クラブの活動を支援し、健康づくりや仲間づくりを通じて地域の高齢者のつながり、生きがいの場、社会参加の場を創出します。	

基本施策4 気づき・見守りができる人材の養成

市民の一人ひとりがまわりの人の異変に気付いた際には、身近なゲートキーパーとして適切に行動できるように、ゲートキーパーとして必要な基礎知識の普及を図ります。

(1) 様々な職種に対する研修の実施

内容	担当課
市職員に対するゲートキーパー研修の実施 自殺対策の基本理念や基本認識を職員が共有し、全庁的な取組とするために、市職員を対象としたゲートキーパー研修を実施します。	障害者福祉課 人事課
相談支援機関職員に対するゲートキーパー研修の実施 介護支援専門員、障害者相談支援専門員など相談支援機関の職員に対してゲートキーパー研修を実施します。	障害者福祉課

(2) 市民に対する研修の実施

内容	担当課
市民に対するゲートキーパー研修の実施 民生委員・児童委員、保護司、学校応援団のボランティア等に受講を呼びかけゲートキーパー養成講座を開催します。	障害者福祉課
認知症サポーターの養成講座の実施 認知症に対する正しい知識を身につけ、地域に暮らす認知症高齢者やその家族を見守るサポーターを養成するために養成講座を開催します。	健康長寿課

II 重点施策

重点施策1 高齢者への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの年代別自殺者数累計をみると、男女とともに70歳代の高齢者の自殺者数が最も多くなっています。

【課題】

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけとした閉じこもりや抑うつ状態から孤立や孤独に陥りやすく、さらに老々介護や生活困窮などの複数の問題を抱え込みがちです。

また、認知症等の親を介護する家族の介護負担や介護離職等の問題も対策が必要な課題となっています。

(1) 高齢者への支援と見守り体制の充実

内容	担当課
民生委員・児童委員による支援【再掲】 P37・P42 独居の高齢者や、高齢者のみの世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に把握し適時必要な相談窓口・支援機関へつなげます。	福祉政策課
地域包括支援センターによる相談【再掲】 P39 地域の高齢者の総合的な相談窓口として市内4カ所に地域包括支援センターを設置し、介護に関するもののほか、健康、福祉、医療などに関するさまざまな相談に対応します。	健康長寿課
権利擁護支援センターによる支援【再掲】 P39 認知症や障害等により、判断能力が不十分な高齢者や障害者の財産や権利を擁護するため、相談支援事業、安心サポート事業、市民後見人養成や法人後見受任を、市が社会福祉協議会に委託して実施します。	健康長寿課 障害者福祉課

<p>在宅医療・介護の連携</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域における医療・介護の相談窓口等を提供します。</p>	健康長寿課
<p>見守りネットワークによる見守り【再掲】 P43</p> <p>自治会や民生委員・児童委員、公共機関、小売店等のネットワーク構成機関が、日頃の生活や仕事の中で、高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等を把握したときは、地域包括支援センター等の相談窓口へつなげる取組を推進します。</p>	健康長寿課
<p>高齢者向けサービスを通じた見守り</p> <p>配食サービス等の高齢者向けサービスを提供する中で、在宅高齢者や家族の抱える福祉ニーズに「気づき」、支援機関への「つなぎ」役となるよう連携に努めます。</p>	健康長寿課
<p>地域支え合い協議会、助け合い隊による支援【再掲】 P42</p> <p>高齢者の見守りやちょっとした困り事への手助けを地域支え合い協議会（助け合い隊）が行います。</p> <p>暮らしの中で人と人が支え合い助け合う関係づくりと、地域の課題は地域で解決する仕組みづくりを進めます。</p>	地域活動推進課

(2) 高齢者支援に携わる人材の養成

内容	担当課
<p>認知症サポーターの養成講座の実施【再掲】 P45</p> <p>認知症に対する正しい知識を身につけ、地域に暮らす認知症高齢者やその家族を見守るサポーターを養成するために養成講座を開催します。</p>	健康長寿課

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの促進

内容	担当課
<p>地域デビューのきっかけづくりの支援【再掲】 P44</p> <p>シニア世代等を対象に、地域活動への参加のきっかけづくり、地域のボランティア活動への参加や仲間づくり等の場を提供し、活力や生きがいを創出します。</p>	地域活動推進課

<p>高齢者の社会参加の促進【再掲】 P44</p> <p>高齢者が、地域福祉活動の担い手となり、豊かな経験・知識・技能を活かした社会貢献ができるよう支援します。</p>	<p>地域活動推進課 健康長寿課</p>
<p>老人福祉センターの運営【再掲】 P43</p> <p>高齢者が健康で明るい生活を営むことができるよう、老人福祉センターを「交流の場」として運営し、孤立や閉じこもり防止を図ります。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>老人クラブ活動への支援【再掲】 P44</p> <p>老人クラブの活動を支援し、健康づくりや仲間づくりを通じて地域の高齢者のつながり、生きがいの場、社会参加の場を創出します。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援【再掲】 P44</p> <p>認知症カフェ（オレンジカフェ）の普及を推進し、認知症の人やその家族が地域住民や認知症の専門職等との交流を通じて、情報共有や相互理解を深めることができるよう支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>

重点施策2 生活困窮者への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの自殺原因・動機別の自殺者割合をみると、「健康問題」に次いで「経済・生活問題」が高くなっています。

【課題】

失業、ひとり親、多重債務、依存症等の複合的な問題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくありません。経済的な苦境や社会的孤立から、自殺リスクが増加する可能性があります。

(1) 生活困窮者への支援の強化

内容	担当課
生活困窮者への自立支援【再掲】P39 自立相談、家計改善、就労準備、就労訓練、子どもの学習支援、住宅確保給付金の支給などの各種事業の実施に加え、関係課との情報共有や連携を強化して、本人の状態に応じた包括的・継続的な支援を提供します。	福祉政策課
生活保護制度による支援【再掲】P40 生活保護制度に基づき、生活に困窮する人に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活への支援を行います。	福祉政策課
ひとり親家庭等に対する支援 ひとり親家庭等に対し、医療費の助成、児童扶養手当や教育訓練給付金の支給など、経済面で各種支援策を講じます。	こども支援課
児童・生徒の保護者に対する支援 経済的理由のため、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等を援助します。また特別支援学級在籍者の保護者に対し、給食費・学用品費等を援助します。	学校教育課
住宅のセーフティネットの強化 高齢者、低所得者、子育て世代は、住宅確保に困難を生じやすくなります。こうした課題解決のために、民間賃貸住宅や空家を活用した、入居を拒まない賃貸住宅に関する情報提供等に努めます。	都市計画課

(2) 早期に支援へつなぐ取組の推進

内容	担当課
<p>納税相談の実施【再掲】 P40</p> <p>期限までの納付が困難な場合、深刻な生活問題が生じている場合があります。担当職員は「ゲートキーパー」として話を聴きつつ、問題解決に必要な支援機関につなぎます。</p>	<p>収納課</p>
<p>保険料や年金の納付相談の実施【再掲】 P40</p> <p>国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の納付が困難な場合、深刻な生活問題が生じている場合があります。担当職員は「ゲートキーパー」として話を聴きつつ、問題解決に必要な支援機関につなぎます。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>消費生活相談の実施</p> <p>消費者生活に関するトラブルや多重債務問題などの背景に、併せて深刻な生活問題等が生じている場合があります。担当職員はゲートキーパーとして話を聴きつつ、問題解決に必要な支援機関につなぎます。</p>	<p>消費生活センター</p>

重点施策3 女性への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの自殺死亡率は、埼玉県・国より高く、自殺総合対策センターから示された市の自殺者の特性でも「女性40～59歳無職同居」「女性60歳以上無職同居」が上位に挙げられています。

【課題】

女性は、暮らしや仕事の問題（非正規雇用の多さなど）、コロナ禍でのステイホームによるDV被害、育児の悩みなど複雑・複合化した問題を抱えやすく、全国的に自殺者数が増加傾向にあります。また望まない妊娠や産後うつなどの問題も自殺リスクに繋がる課題となっています。

(1) 女性への支援の充実

内容	担当課
女性特有の健康問題への支援 子宮がんや乳がん、骨粗しょう症など、女性特有の疾病の予防、早期発見のための検診を充実します。 また、閉経に伴う更年期の健康問題、不定愁訴に関する相談や情報提供により支援を推進します。	保健センター
妊娠期の支援【再掲】P38 思いがけない妊娠に関する戸惑いや悩みや、生活困窮など出産に関する心配ごとに等ついて、妊娠届時に全ての妊婦に対し、保健師等が面談します。 また、電話相談や家庭訪問、妊婦健康診査の助成、ゆりかご教室等を実施します。	保健センター
出産後の支援【再掲】P38 産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳児全戸訪問や育児相談、産後ケア事業を実施します。	保健センター
子育て期の支援【再掲】P38 産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳幼児健康診査、健康診査の未受診者の訪問、乳幼児相談等を実施します。	保健センター

ファミリー・サポート・センターによる支援【再掲】 P38 子育ての援助をしたい提供会員と、子育ての援助を依頼したい利用会員が登録し、会員間の援助活動を調整することで子育てを応援する相互援助活動を支援します。	こども支援課
家庭児童相談の実施【再掲】 P39 子育ての悩みや不安、子どもの発達や学校生活、家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じます。	こども支援課
女性の再就職に向けた支援 女性の社会参加を促進するため、再就職支援講座や、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業とマッチングするための面接会を開催します。	女性センター 産業振興課
ポジティブ・アクション¹による男女間格差是正の促進 就業における平等に向けて、企業や市民に対して、雇用機会・育成・登用などの男女間格差や非正規雇用者の賃金格差などの是正に関する情報提供を行います。	女性センター 産業振興課
職場におけるハラスメント防止対策の促進 女性が能力を發揮できる職場づくりに向けて、企業や市民に対して、ハラスメントのない職場環境に関する情報提供を行います。	女性センター

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

内容	担当課
女性相談・DV相談の実施【再掲】 P39 女性相談では、離婚、性的被害、仕事差別など女性が困難に直面した際の最初の窓口となる相談を実施します。 また、DV相談では性別に関わらず、DV被害を受けた方への相談を実施します。	こども支援課
性暴力の防止と被害者支援の実施 性暴力の防止に向けた啓発を図るとともに、被害にあった場合の相談先や緊急避妊の対応など、被害者の心身のケアに関する情報提供の充実を図ります。	女性センター

¹ ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

(3) その他の支援

内容	担当課
男性が参画しやすい環境の整備 女性のワンオペ育児 ² ・介護 ³ の問題を解消するために、男性を対象とした講座を開催し、男性が家事・育児・介護に主体的に関わるよう意識啓発を行うとともに、地域の企業に向けて職場環境改善に関する情報提供を行います。	女性センター こども支援課

² ワンオペ育児

夫婦のうちどちらか、またはひとり親の人が家事・育児を一人で行っている状態のこと。

³ ワンオペ介護

食事、入浴、排せつ、移動、体位変換、金銭管理、掃除など要介護者の身の回りの一人が担っている状態のこと。

重点施策4 子ども・若者への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの、20歳未満の自殺者数は、他の年代と比べると割合は低い状況にあります。

しかし、幼少期における貧困・虐待や親との離死別の問題等はその人の将来の自殺リスクを高める要因になりかねず、早い段階での問題の対処方法や支援先に関する正確な情報を身に付けることは、将来の自殺リスクを低減させることとなります。

【課題】

自殺は様々な要因が複雑に関連して生じるものと言われています。自殺予防に係る一つ一つの取り組みについて、学校、行政、地域、家庭が連携し、適切に支援できる体制づくりが求められます。

(1) 子ども・若者向けの相談支援の推進

内容	担当課
教育相談の充実【再掲】P38 スクールカウンセラー、教育相談員、いじめ等対応支援員及び臨床心理士を配置して、悩みや心配事について、早期発見・早期対応・継続的な見守りを行います。 また、中学校には、さわやか相談員を配置し、生徒がいつでも相談できる環境づくりに努めています。	教育センター 各小・中学校
SNS相談体制の整備【再掲】P37 多様な相談ニーズに対応するため、SNS等の新たなコミュニケーションツールを活用した相談支援体制を整備します。	障害者福祉課
特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援 発育発達上の特性により、特別な配慮を要する児童・生徒のために、小・中学校には、特別支援学級や発達・情緒の通級指導教室を設けています。 加えて小学校には、難聴・言語の通級指導教室が設けています。 児童・生徒の特性に応じた教育課程を目指します。	教育センター 各小・中学校

<p>不登校児童・生徒への支援</p> <p>不登校の児童・生徒を対象にした「教育支援室」を教育センターに設置しています。児童・生徒の集団適応、自立を援助する学習・生活指導を実施します。</p> <p>また、その児童・生徒の保護者に対する相談を行います。</p>	<p>教育センター</p>
<p>相談窓口リーフレットによる案内【再掲】P35</p> <p>児童・生徒が抱える悩みや不安、疑問についての相談窓口を紹介するリーフレットを配付して、相談窓口を案内します。</p>	<p>教育センター</p>
<p>若者への就労相談の実施</p> <p>就労についての不安や悩み、迷いや疑問について、鶴ヶ島市ふるさとハローワークで相談を受け付けます。</p> <p>また、ハローワーク川越と周辺自治体と協力し、若者向け就職面接会を実施します。</p>	<p>産業振興課</p>

(2) 自他を尊重し、温かい人間関係を築く教育

内容	担当課
<p>自他を尊重し、温かい人間関係を築く教育【再掲】P36</p> <p>児童・生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、共に尊重し合いながら生きていくことを考えるため、命の尊さ・大切さをテーマとした取組を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>それぞれの性を尊重し、命を大切にす教育の推進【再掲】P36</p> <p>自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。</p> <p>また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見のない、性の多様性を認めあうことのできる環境づくりに努めます。</p>	<p>女性センター 学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>いじめ防止対策の推進【再掲】P38</p> <p>いじめ対策プログラムによる授業実践など、いじめを許さない、差別をしないなど、児童・生徒の人権意識の向上と人権感覚を身につける教育を行います。</p> <p>また、各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>

(3) 子どものSOSの出し方に関する教育及びSOSを受け止められる体制づくりの推進

内容	担当課
<p>不登校支援の推進</p> <p>学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指した支援を行うとともに、不登校の未然防止に取り組めます。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>子どものSOSの出し方に関する教育及びSOSを受け止められる体制づくりの推進【再掲】P36</p> <p>児童・生徒が困難なストレスに直面したときに迅速に対応できる環境整備と共に、困ったときには近くの大人にSOSを発信できる力を育成します。</p> <p>また、児童・生徒が他者にSOSを出した際、適切に対処できるよう、関係機関との情報共有や教職員の研修を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>人権教育研修の実施</p> <p>大人が子どものSOSを察知し受け止めるために、いじめなどの人権課題について、教職員やPTA、市職員を対象とした研修会を実施します。また、PTA主催の家庭教育学級での研修会の実施を支援します。</p>	<p>生涯学習スポーツ課</p>
<p>要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】P42</p> <p>児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議します。</p>	<p>こども支援課</p>

(4) 子どもの健全育成につながる各種取組の推進

内容	担当課
<p>青少年健全育成の推進【再掲】P43</p> <p>鶴ヶ島市青少年健全育成連絡協議会と各地区青少年健全育成推進協議会が連携し、次代を担う青少年が健全に成長できるよう啓発活動等を実施します。</p>	<p>こども支援課 市民センター</p>

<p>児童館事業の推進【再掲】 P43</p> <p>子どもの居場所、自主的な活動の場として、健全な遊びを通じて、子どもの健康を増進し、情操を豊かにするため、関係団体と連携して様々な事業を実施します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>学習支援の実施</p> <p>生活困窮世帯の中高生を対象にした学習支援を実施し、高校への進学、高校の卒業を促します。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>基礎学力向上のための放課後教室の実施</p> <p>基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、小学校において、放課後教室を開催します。</p>	<p>学校教育課 各小学校</p>

